

第3回岐阜地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成16年5月17日(月)午後1時30分
- 2 開催場所 岐阜地方裁判所大会議室
- 3 出席委員 梅本美奈子委員, 久世須磨子委員, 杉山雅委員, 鈴木雅雄委員, 高畠久尚委員, 土屋哲夫委員, 西尾敏正委員, 羽瀧清司委員, 三輪聖子委員, 村越美樹子委員, 六川今日子委員(五十音順)

4 議事内容

(1) 第2回委員会で提示された意見に対する裁判所側からの説明・回答

ア 「裁判所の建物自体が入り組んでおり利用しにくい」, 「観葉植物を置くとか絵をかけるといったハード面での工夫次第で雰囲気も変わるのではないか」との意見について

(裁判所) カラー版での「館内案内」を各所に設置した。今後も裁判所を訪れた人が分かりやすいような案内図等の作成に努めていきたい。また, 正面玄関ホールの待合室に観葉植物を設置した。これについては, 環境の整備というほかに, 当事者が待合室を利用する場合の目隠しのための衝立の役割も兼ねる。

イ 「破産事件につき, 裁判所側で, 窓口相談を受け, 教示するのは難しい。そのため, 弁護士や司法書士の名簿を備え付けるなどし, それらとの連携を図ったらどうか」との意見について

(裁判所) 破産係においては, 申立てに至らない相談のみの場合は弁護士会又は司法書士会を紹介し, 申立て希望者に対しては, 申立書を作成できるように教示しているのが実情である。御意見どおり相談窓口の名簿を備え置いたとしても, 相談者にはどの弁護士又は司法書士が破産事件に精通しているのか, 引き受けしてもらえるのかといったことが名簿だけでは判明しないことから, 「どの弁護士(司法書士)がいいのか。」といった相談が寄せられることが予想される。中立・公正を守る立場にある裁判所としては, そのような相談に応じることは困難であり, 名簿を

備え置きながら、照会に応じないことについて、誤解・混乱を生じかねない。したがって、裁判所の立場からは消極と考えざるを得ないことについて、御理解を賜りたい。

【質疑応答】

A委員 裁判所の中立公正の立場からは難しいと思う。ただ、岐阜県弁護士会では弁護士を紹介した本を刊行したので、それを備え置くことはどうか。

(裁判所) 特定の団体の本を備え置くことは裁判所の立場からは難しい。

B委員 裁判所の窓口で紹介はできないとしても、名簿を置いておいて、その中から相談者が自分で選んだらどうですか、というところまではできるのではないか。自分で電話帳で探すには時間がかかる。

C委員 裁判所の窓口ではその中立な立場から紹介はできないと思う。その趣旨を知らなくてトラブルが起きることもあると思う。司法書士会では照会があったら、その相談者の住所を聞いて、その近所の司法書士を紹介している。簡裁事件の訴訟代理を行う資格を持っている人とそうでない人がいるので、区分けして紹介している。しかし、それでもタライ回しの問題は生じる。できるだけそういった状況は少なくしたいと考えている。

D委員 市民病院などで夜中に人が亡くなって、遺体を自宅に運ぶとき、どこへ連絡したらいいかわからないこともあるので、引き取りの車の名簿を用意している。市民をタライ回しにしない配慮は必要であると考えている。岐阜県弁護士会の場所とかを教示してもらえばいいのでは。

(裁判所) 岐阜県弁護士会の場所は教示しているし、場所も裁判所の東門から50メートル程度の所にあり、便利はいいと思う。破産事件を専門としない弁護士もいて、難しい問題もあるが、現在、リーガルサービスのネットワーク構想が検討されているとのことである。

ウ 「最高裁作成の広報テーマについて、小中学生でも理解できるわかりやす

いものを」という意見について

(裁判所) 広報テーマの対象者については、社会人や学生も含む広く国民一般向けということもあり難しい問題ではあるが、そういった意見が委員からあったことは上級庁に伝えた。

エ 「年間どれくらいの人が訪れ、どういう団体がどういう事件を傍聴しているか」という意見について

(裁判所) 平成14年度は536名、平成15年度は433名の傍聴者がいた(この数字は裁判所の事務局を通じて傍聴の申込みがあった団体等の人数であり、任意に裁判所を訪れ傍聴した人の数は含まれていない。)。平成15年度の内訳は、小学生5名、中学生105名、高校生48名、大学生45名、学習塾45名で、合計は248名となり、約57%を占める。その多くが授業の一環としての傍聴・見学である。その他は各種公共団体、弁護士会、公務員などである。

【質疑応答】

A委員 中学生等に対して、レクチュアなどは行っているのか。

(裁判所) なるべく傍聴してわかりやすいような事件(主として刑事事件)を選択して、案内している。また、裁判と裁判の間に時間的余裕があれば、裁判官自身がレクチュアを行うこともある。それ以外にも裁判手続について説明したビデオの視聴や、パンフレットを交付して係員による説明も行っている。

A委員 岐阜地裁独自の説明ペーパーは作成していないのか。

(裁判所) 独自の説明ペーパーは作成していない。

A委員 小中学生でも刑事裁判の手続がわかる独自の説明ペーパーを作成したらどうか。

(裁判所) 作成について庁として検討していきたい(その後、説明ペーパーを作成した。)

C委員 高校生や大学生は民事裁判、特に消費者問題に関する裁判も傍聴することが有益なのではないか。また、一般の人が傍聴できるということは意外と知られていない。そうした人にかに

訴えかけていくかということが重要ではないか。

E委員 一般市民の立場からいうと、いつも目にする新聞記事に傍聴についても取り上げてもらえるとよいのだが。

B委員 教育の場での総合学習会に弁護士会が出向いていったという記事であればニュースになる。ふり返ってみて、日本の裁判所は法律で人を裁く場ということで敷居が高い。中学校では教科書の中で三権分立は習っているが、裁判で争った場合どうなるかということについても、副読本の形でいいから授業の中に取り入れていくことも大事なのではないか。権利を守ることは大切であり、そのためには法律を知っていないといけない。弁護士会では裁判についてわかりやすいよう劇仕立てで模擬裁判を發表しているところもあるようだが、そういったことに対しては新聞も応援する立場である。

F委員 最近、学生をつれて傍聴したが、それまで裁判法廷を自由に出入りできるということを知らなかったし、学んでもいなかった。小中学校にスポット的に案内を送るなどして、授業などで取り上げてもらえば効果的なのではないか。また、消費者センターで行っているような教師を対象としたレクチュアを行うことも考えられる。

委員長 裁判員制度が学校教育の中でも取り上げられることが今後は重要となってくる。

オ 「今、どんな犯罪が増加しているのか」という意見について

G委員 岐阜地裁だけの正式裁判の既済件数でいうと、外国人事件が平成13年度は39件だが平成15年度は75件と倍近く増えている。また、窃盗事件も増加傾向にある。また、平成15年度の既済事件でいえば、内訳は覚せい剤取締法違反事件が15.8パーセント、窃盗事件が13パーセント、道路交通法違反事件が8.8パーセント、不法残留事件が8.4パーセントとなっている。

H委員 犯罪の発生件数でいうと、平成15年度は平成14年度より

減っているし、凶悪犯罪も少なくなっている。ただし、総数が減っているが、検挙率が下がっているので、犯人がつかまりにくくなっているとはいえる。窃盗事件が増えるのは治安が悪くなっているからだというアンケート結果も出ており、窃盗事件を重点的に捜査し、治安の維持に努めたいと考えている。特に車の窃盗が岐阜や名古屋では増えており、盗んできた車を改造して売ることが何か所かあって、まずそれを撲滅しないといけない。車を分解して売るのは外国人が多く、その場合、不法残留で起訴することもある。

- I 委員 裁判所としてどういう事件が多いのかPRをしないのか。
- G 委員 裁判官としては、言いたいことは判決で主張しており、新聞社にはその判決の要旨や写しで情報提供している。裁判所として具体的にどの事件が多いのかという形でのPRはしていない。
- B 委員 若い記者にとって、裁判所は取材の場所であり、どういう犯罪が行われたかは社会を写す鏡でもある。刑法的な見方だけでなく、背景、動機等も取材する場合がある。小さなものは交通事故も含め、事件の発生段階から、起訴・裁判まで取材することもある。私自身、一番おもしろいのは民事事件ではないかと思う。国民の民事事件に対する関心を高めることが必要だと思うが、実際の裁判は答弁書を交換するだけで、何をやっているのかよくわからない。取材する側も弁護士とよくネットワークを持っていないといけない。したがって、裁判所や原告側からの発表による記事になる場合が多くなってしまう。PRについては、もっと統計的なものを出してもらえば、新聞記者も記事に思うと思う。
- A 委員 小さな事件であっても、どのような量刑だったのか、量刑と判決との齟齬はどうだったのかということを知ることが重要である。これは一般予防の見地からもメリットがある。
- G 委員 明確な量刑相場があるというわけではなく、裁判官が自分たちで判断するものであることから、まとめて発表するほどのもの

のではないし、量刑相場を発表することは困難である。ただし、法律雑誌にはそれに関するものが発表されているのではないか。

A委員 要は一般市民にわかりやすいよう、裁判についてもフォローが必要だということである。

B委員 犯罪報道に決まった基準やマニュアルがあるわけではない。公訴提起されたことは1つの基準にはなるが、軽微なものは載らないし、凶悪事犯のような場合は記事になるのが一般的である。また、何らかのおもしろさ、新奇性、回りに知ってほしいというものがあればニュースにしていく。一番難しいのは記事に人名を載せることにより、常に人権を損ないかねないおそれがあり、そのことを通じて、記者は書くことの難しさを学んでいくのである。たとえば、交通事故で被害者と加害者を間違えるようなことも考えられ、そういったトラブルを新聞社が抱えれば、今はお詫びや訂正を載せている。

委員長 国民へのPRということでは、今後は弁護士の立場も重要となってくる。弁護士の側も検討して、犯罪の少ない社会を実現していくことが重要である。

カ 「オープンキャンパスのように裁判所を開放して多くの人に来てもらったら」という意見について

(裁判所) 休日に裁判所の構内を開放したという例は岐阜ではなく、他府では家庭裁判所の創立記念日といった特殊な行事では例があるが、多くはない。休日に開放するとなると、人的、物的資源を投入せねばならず、費用対効果の面で難しい面があることは前回説明したとおりである。一過性で終わっては意味がないし、恒常的に行うとなるとなおさら難しい面がある。ただし、裁判所において裁判中の法廷は自由に傍聴ができ、そのため裁判所の構内への出入りは自由であること、そして裁判所という職場の顔が裁判法廷であるという意味では、毎日、恒常的に開放されていると言えなくもないことを御理解願いたい。

(2) 意見交換(テーマ「国民が裁判所について知りたい情報、関心のある情

報は何か。」)

J 委員 欠陥マンションの調停を申し立てた当事者から、調停委員に対する苦情の相談を受けたことがあるが、調停委員はどのように選ばれるのか。

(裁判所) 裁判現場の事件ニーズに応じ、医療、建築関係等の専門性の高い人や人格・識見の高い人を選んでいる。また、調停委員になった後も、何度も研修を行っている。

J 委員 調停委員を変えてもらうことはできるのか。

(裁判所) 調停委員は、訴訟手続のような忌避や回避はできない。しかし、調停手続は裁判官1人、調停委員は2人以上で構成されて進行していくものであり、1人の調停委員の恣意的な意見に左右されることはない。ただし、調停手続の過程では、当事者にとってはいろんな不満もあるだろうし、調停委員も一人の人間である以上、完璧ではあり得ないから、誤解を招かないようにすることが大切である。当事者の言い分を謙虚に聴くことが基本中の基本であること、高圧的な発言は控えることを、常々、伝えている。

委員長 国民への裁判手続の情報提供の一つとして、裁判所から手続案内DVDについて説明していただきたい。

(裁判所) 裁判所では、正面玄関ロビーにおいて、終日、手続案内用のDVDを繰り返し放映している。その内容は次の4作品である。

1 「簡易裁判所民事手続案内」

簡裁の通常訴訟、少額訴訟、民事調停、支払督促の各手続とその流れについて説明したもの

2 「少額訴訟手続案内」

少額訴訟の手続とその流れについて説明したもの。平成16年4月1日から少額訴訟の訴額の上限が30万円から60万円に引き上げられたことに伴う改訂版

3 「特定調停手続案内」

特定調停手続の流れと同手続を利用する際の留意点並びに

個人再生手続及び破産手続との相違点などを説明したもの

4 「家事事件手続案内」

家事事件の一般の手続について説明したもの

これらの作品は、裁判所のリーフレット等の内容をさらに分かりやすく具体的に説明したものであり、裁判は難しいと裁判所を敬遠されがちな人に対しても、裁判はあなたにもできること、紛争が生じて困っていたら、直接、簡易裁判所をお尋ねくださいということをやさしく解説している。裁判の当事者とならない人でも、簡易裁判所の役割等に興味がある方には見ていただきたいと考えている。

A委員 DVDは4本の作品が繰り返し再生されているということだが、操作スイッチがあれば、見たい作品を見ることができる。そういった点を取り計らっていただきたい。

(裁判所) そういったことができるよう検討していきたい。なお、現状でも操作をしたい人がいたら、岐阜簡裁の窓口へ申し出ていただければ職員が代わって操作することにしたい。

C委員 福井地方裁判所委員会のホームページにアクセスしたことがあるが、全国50の地裁で地裁委員会が開催され、その結果がホームページに載っているという。この委員会と同じような意見が載っていたり、違う意見や違うテーマが載っていることもあり、参考になる。こういった全国の地裁委員会の意見やテーマを取りまとめたものがあれば、ありがたい。

(裁判所) そういった意見があることは、上級庁に伝えたい。

F委員 裁判をするとお金がかかるという話を耳にするが、実際にはどの程度費用がかかるのか、このことは裁判所のパンフレットにも載っていない。情報があれば聞かせていただきたい。

(裁判所) 通常訴訟の場合だと、手数料(印紙)が必要であり、10万円までは1,000円で、以後100万円までは10万円ごとに1,000円、100万円を超え500万円までは、20万円ごとに1,000円上がり、100万円では1万円、500万円では3万円の手数料(印紙)が必要である。調停だとその半額になる。その

外に、郵便切手代が必要であり、申立ての内容によって必要額が異なる。。

F委員 聞いていても複雑なので、弁護士費用も含め、PRしていく必要があると思う。

5 次回の意見交換のテーマについて

「利用者である国民の視点から、裁判所の受付相談窓口をどのように充実させていったらよいか。」に決定

6 次回開催日

11月30日（火）、2日（火）または1日（月）のいずれかの日の午後1時30分から開催する（後日、委員の多数が参加できる日に決定する。）。

7 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表するとともに、裁判所のホームページにも掲載し公開する。